

# 酒々井町新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成 26 年 8 月  
酒々井町

## 目 次

I	はじめに	
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
II-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的戦略	3
II-2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
II-3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
II-4	新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について	7
II-5	対策推進のための役割分担	9
II-6	本行動計画の主要5項目(基本項目)	12
(1)	実施体制	12
(2)	情報収集・提供・共有	12
(3)	予防・まん延防止	14
(4)	予防接種	15
(5)	町民生活及び町民経済の安定確保	16
II-7	発生段階	18
III	各段階における対策	20
III-1	未発生期	20
(1)	実施体制	20
(2)	情報収集・提供・共有	20
(3)	予防・まん延防止	21
(4)	予防接種	22
(5)	町民生活及び町民経済の安定の確保	23
III-2	海外発生期	24
(1)	実施体制	24
(2)	情報収集・提供・共有	24
(3)	予防・まん延防止	25
(4)	予防接種	25
(5)	町民生活及び町民経済の安定の確保	26
III-3	国内発生早期(県内未発生期～県内発生早期)	27
(1)	実施体制	27
(2)	情報収集・提供・共有	28
(3)	予防・まん延防止	28
(4)	予防接種	29
(5)	町民生活及び町民経済の安定の確保	30
III-4	県内感染期	31
(1)	実施体制	31
(2)	情報収集・提供・共有	32
(3)	予防・まん延防止	32
(4)	予防接種	33
(5)	町民生活及び町民経済の安定の確保	33

Ⅲ－５．小康期	36
（１）実施体制	36
（２）情報収集・提供・共有	37
（３）予防・まん延防止	37
（４）予防接種	37
（５）町民生活及び町民経済の安定の確保	37
参考１ 町内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	39
参考２ 【用語解説】※アイウエオ順	40
資料１ 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成経過	43
資料２ 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱	44
資料３ 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会委員名簿	45

# I はじめに

## 1 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

## 2 国の新型インフルエンザ対策への取組

国では、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」による新型インフルエンザ対策の強化に合わせて、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

また、同年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計され、入院患者数は約1万8千人、死亡者数は203人、死亡率は0.16(人口10万対)であったが、諸外国と比較すると低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性の違いによる対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。これらの経験を踏まえ、平成23年9月に新型インフルエンザ等行動計画を改定した。

## 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

国では、これまでの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)を制定し、平成25年4月から施行した。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

## 4 政府行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

## 5 千葉県行動計画の作成

千葉県は、平成17年11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法に基づく国の行動計画の策定を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするため抜本的に改定し、平成25年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

県行動計画は、千葉県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すもので全庁（出先機関を含む）が一体となり取組を推進し、対策を実施することとされている。

## 6 町行動計画の作成

これらの経緯を踏まえ町においても、特措法第8条第1項の規定により「酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」）を作成し、健康被害の最小化を図り、町民の安全で安心な暮らしを確保するため、今後本行動計画を基にマニュアル等を作成し、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施することが必要である。

なお、本行動計画の対象とする感染症は、政府行動計画及び県行動計画と同様とし、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ、随時見直す必要があり、また、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合も、適時適切に変更を行うものとする。

## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### Ⅱ-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的戦略

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。当町は成田国際空港を擁する成田市と隣接しているため、その懸念は小さくないと考えられる。

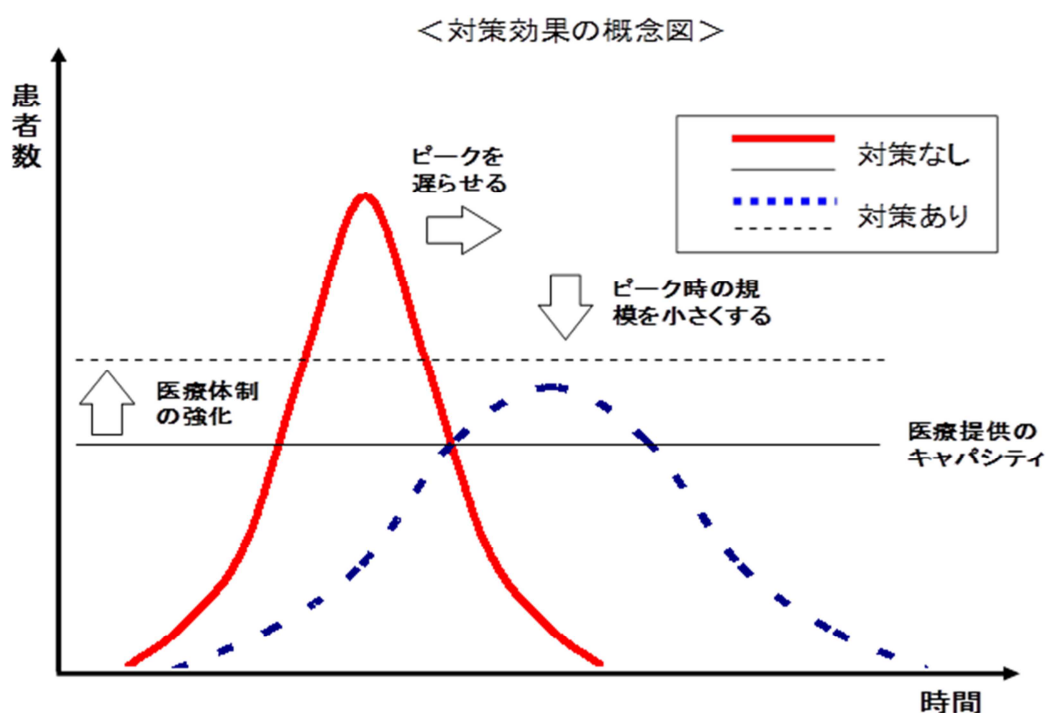
新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭におき、当町としては新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題として位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療供給体制等の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減させるとともに、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数をできるだけ減らす。

#### (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## Ⅱ－２．新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経緯等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、当町においては、科学的知見及び国や県の対策も視野に入れながら、国際空港に隣接した環境的条件や人口の高齢化等を踏まえた上で各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- 発生前の段階では、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要であることから、町民に対する啓発、当町における事業継続計画の策定等を行う。また、町内事業者等に対して、業務継続計画の策定等必要な準備を行うよう呼びかけるとともに、必要な支援の推進に努める。
- 新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。万全の対策を構築するためには、町内の流行のピークをできる限り遅らせるよう対策を講じることとする。
- 県内発生早期の段階では、千葉県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザ薬等による治療、感染のおそれのある者の外出の自粛やその者に対する抗インフルエンザ薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等に協力し感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策に協力する。
- なお、発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施することとし、常に新しい情報を収集するとともに、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、千葉県、関係機関と連携して、医療の確保や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられることから、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。
- 事態によっては、町の実情等に応じて千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等への対策は、千葉県が実施する不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、千葉県、町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。



## Ⅱ－３．新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した場合に、特措法その他の法令、本行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策が的確かつ迅速に実施できるよう、万全を期す。この場合において次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、千葉県が実施する措置（医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、指定物資の売渡しの要請等）への協力及び町が実施する措置にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるように制度設計されている。しかしながら、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないことも考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じることではないことに留意する必要がある。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

酒々井町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要がある場合には、町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整について要請する。

### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、必要に応じて公表する。

## Ⅱ－４． 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられているが鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があるので、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては以下、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を当町（平成22年年国勢調査では、酒々井町の人口21,234人で全国人口が128,057,352人の0.017%）に当てはめることで被害想定を行った。

#### 【新型インフルエンザ発生時の被害想定】

地域		酒々井町	千葉県	全国
算定基礎人口（人）		21,234	6,216,289	128,057,352
医療機関を受診する患者数		約 2,210 人 ～約 4,250 人	約 63 万人 ～121 万人	約 1,300 万人 ～2,500 万人
入院患者	中等度	約 90 人	約 2.6 万人	約 53 万人
	重 度	約 340 人	約 9.7 万人	約 200 万人
死亡者数	中等度	約 29 人	約 0.8 万人	約 17 万人
	重 度	約 109 人	約 3.1 万人	約 64 万人
1日あたり 最大入院患者数	中等度	約 17 人	約 4,900 人	約 10.1 万人
	重 度	約 68 人	約 19,400 人	約 39.9 万人

#### ※出典

全国：『新型インフルエンザ等対策政府行動計画』

千葉県：『千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画』

- これらの推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。
- これらの想定については、多くの議論があり、科学的知見が十分といえないことから、国は最新の科学的知見の収集に努め必要に応じて見直しを行うこととしている。
- 新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは、新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きく、町の危機管理として対応する必要がある、特措法の対象とされている。そのため、新型インフルエンザ等の感染症の発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対応を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

## **(2)新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について**

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後に治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難になる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%が欠勤するケースが想定される。

## II-5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、関係機関等の役割について以下に示す。

### 1. 国

新型インフルエンザ等が発生した時には、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心にした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### 2. 千葉県

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、主体的な判断と対応をする。

新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、県は直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて、同対策本部を開催する。

「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生段階に応じた具体的な対策を検討する。

また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

<p>3. 酒々井町</p>
<p>町民に最も近い行政単位として、町民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障害者等への生活支援などを適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、当町の実情に応じた必要な対策を推進する。</p> <p>また、政府が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を発表した際には、速やかに「酒々井町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。</p>
<p>4. 医療機関</p>
<p>新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。</p> <p>また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。医療機関は、診療継続計画に基づき地域の医療機関と連携して、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。</p>
<p>5. 指定（地方）公共機関</p>
<p>指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した時は、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>
<p>6. 登録事業者（特措法第28条）</p>
<p>医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から業務継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努める。</p>
<p>7. 一般の事業者</p>
<p>一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。</p> <p>町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。</p>
<p>8. 個人</p>
<p>新型インフルエンザ等の発生前の平常時から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても、手洗い・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。</p>

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、千葉県内、町内の発生状況や国、千葉県、当町が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実践する。

## Ⅱ－６．本行動計画の主要５項目（基本項目）

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、（１）実施体制、（２）情報収集・提供・共有、（３）予防・まん延防止、（４）予防接種、（５）町民生活及び町民経済の安定の確保、の５項目に分けて立案している。

### （１）実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町全体の危機管理に関わる問題として取組む必要がある。このため、危機管理部門と保健福祉部門が中心となり全庁一体となった取組を推進し、発生時には千葉県、近隣市町、医療機関、事業者などの関係機関と相互に連携を図り、対策を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置され、又は県対策本部が設置された場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、必要に応じて町長を本部長とする町対策本部を設置する。

構成員 本部長・・・町長  
副本部長・・・副町長  
本部員・・・教育長、酒々井消防署長、町職員

千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議・専門部会が開催された場合は、必要に応じて、「酒々井町新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「町連絡会議」という。）を設置する。

構成員・・・新型インフルエンザ等に特に関係の深い課の課長等  
事務局・・・健康福祉課

### （２）情報収集・提供・共有

#### （ア）サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスの結果や新型インフルエンザ等に関連する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげること、またサーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元すること等により、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載しているが、新感染症が発生した場合は、国が示す症例定義や診断方法を関係機関に周知し、千葉県等からの要請に応じ県内のサーベイランス体制の構築に協力する。

海外で発生した段階から国内・千葉県内の患者数が少ない段階までは、情報が限られていることから、町内患者数の把握を開始する等サーベイランス体制を強化するとともに、積極的な情報収集・分析を行う。

国内・県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、県は、患者の全数把握の意義が低下し医療現場の負担が過大となることなどから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。町は県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの情報を入手し、これらの動物間での発生の動向を把握する。

## **(イ)情報提供・共有の目的**

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通理解の下に、国、県、町、指定（地方）公共機関、医療機関、登録業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報の共有や情報を受け取る側の反応の把握までも含むことに留意する。

### **①情報提供の手段の確保**

町民は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるので、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも考慮し、多様な媒体（ホームページや広報）を用いるほか、関係団体の協力のもと、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### **②発生前における町民等への情報提供**

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に、児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、町内における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、保護者に対しても感染防止や発生時の対応について情報提供する。

### **③発生時における町民等への情報提供及び共有**

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供にあたっては、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合には、風



評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策の推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

#### ④情報提供体制

情報の提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ町民の不安に応えるための説明の手段を講じる。

#### ⑤医療機関について

町内の医療機関の休診日や診療時間などについて周知するとともに、休日夜間診療、また、感染疑いのある者の相談窓口などを町民に周知しておく。

### (3)予防・まん延防止

#### (ア)予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、以下の2点を主な目的として実施する。

- ① 流行のピークをできるだけ遅らせることにより、体制の整備を図るための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめる。

まん延防止対策の実施にあたっては、個人での対策や地域・職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定及び実施している対策の縮小・中止を行う。

#### (イ)主な予防・まん延防止対策

- ① 個人における対策については、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の個人レベルでの感染対策について周知する。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、千葉県が、不要不急の外出自粛要請等を行った場合には、町は、千葉県と協議の上、迅速な対策が行われるよう町民や事業者等へ周知する。
- ② 地域・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ③ 海外で発生した場合、国は、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力のもと、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施するが、感染症には潜伏期間や不顕性

感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、特に、当町は、成田国際空港が近く、全国でも早期に患者が発生する可能性があり、患者発生以降に行うまん延防止対策を、一連の流れをもって実施するとしている。

## **(4) 予防接種**

### **(ア) ワクチンについて**

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### **(イ) 特定接種**

#### **① 特定接種について**

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種を言う。

- ・ 特定接種対象者は、
  - ・ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
  - ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
  - ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

なお、特定接種の対象となる登録事業者、国家公務員及び地方公務員並びにその接種順位については、国が基本的な考え方を提示しているが、実施にあたっては、基本的対処方針等諮問委員会（国の新型インフルエンザ等有識者会議の下に設置された医療・公衆衛生の学識経験者などによる委員会）の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を、政府対策本部において総合的に判断し、決定することとなっている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### **② 特定接種の接種体制について**

登録事業者の登録の基となる業務に直接従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、新型インフルエン

ザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村が実施主体となる。実施については、原則として集団的接種により接種を実施する。このため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種対象者の把握と接種体制を構築する。

## **(ウ)住民接種**

### **①住民接種について**

#### **臨時の予防接種**

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合には、特措法46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を行う。

#### **新臨時接種**

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定により新臨時接種を行う。

#### **対象者の区分**

特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とし、接種順位についてはこの分類に基づき、政府対策本部が決定する。

- ・ 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - 基礎疾患を有する者
  - 妊婦
- ・ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- ・ 成人、若年者
- ・ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

### **②接種体制**

実施主体は、市町村であり、原則として集団接種により実施する。このため、未発生期から接種が円滑に行えるよう、接種体制を構築しておく。

## **(エ)留意点**

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

## **(オ)医療関係者に対する要請**

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請を行う。

## **(5)町民生活及び町民経済の安定の確保**

新型インフルエンザは、多くの町民がり患し、流行が8週間程度続くとされている。また、本人のり患や家族のり患等により、職場で多くの欠勤者が出るのが想定され、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービ

スの中断や物資の不足のおそれがある。

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活・町民経済への影響を最小限にできるよう、千葉県、指定地方公共機関、各登録事業者は特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、その他事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## II - 7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

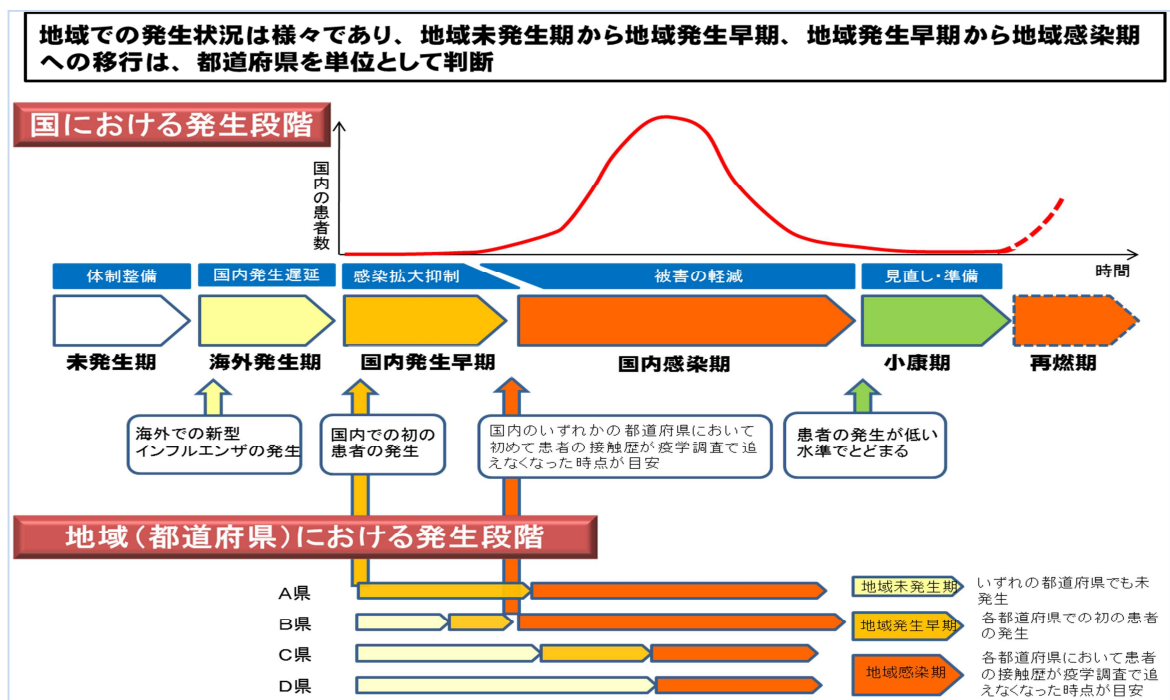
町行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内、県内（町内）での発生、まん延期、小康状態に至るまでを、それぞれの実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHO の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとされている。

国が決定した発生段階の状況と千葉県の状況が異なる場合は医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、千葉県が発生段階を定め、その移行についても必要に応じて県が判断することとしている。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があるため、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと及び緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化することに留意する必要がある。

### 【国及び地域における発生段階】

※政府行動計画より転載



【発生段階表】

発生段階		状態
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生 早期 (国の判断)	県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期		県内で新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を示す。

なお、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとする。対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて国が定めたガイドライン等を参考にすることとする。

#### Ⅲ－１．

未発生期
状況 ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的 ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方 ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1)実施体制

##### 【町行動計画等の作成】

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画、千葉県行動計画を踏まえ発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や事業継続計画を作成し、必要に応じて見直していく。

##### 【体制の整備及び国・千葉県・近隣市町等との連携強化】

- ・ 町連絡会議は、発生時に備えたマニュアル及び酒々井町事業継続計画を作成する。
- ・ 千葉県、近隣市町、警察、消防機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連絡体制の確認、必要に応じ訓練を実施する。

#### (2)情報収集・提供・共有

##### 【サーベイランス・情報収集】

- ・ 国、千葉県や関係機関等から新型インフルエンザ等の対策や医療に関する情報を収集する。

##### 【通常のサーベイランス】

- ・ 町教育委員会は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・

学年閉鎖、休校等)を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

- ・鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスの情報を収集する。

#### 【情報提供】 【情報共有】

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、インフルエンザ等に対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ・町内医療機関の所在地・診療時間等について住民への周知に努める。

#### 【体制整備】

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容、情報提供する複数の媒体、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討する。
- ・一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ・情報の受け取り手の反応や必要としている情報の把握に努め、更なる情報提供に活かす。
- ・関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

### (3) 予防・まん延防止

#### 【対策実施のための準備】

##### ①個人レベルでの対策の普及

- ・町民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑われる場合には、保健所に連絡し指示を仰ぐ、感染を広げないように不要な外出を控えることといった基本的な感染対策について広く町民に周知する。また、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛等の要請の感染対策についての理解促進を図る。

##### ②地域対策・職場対策の周知

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施される得る個人における対策のほか、職場におけるインフルエンザ対策として実施されている感染対策や、新型インフルエンザ等緊急事態における千葉県の実施する施設の使用制限の要請等の対策についての周知に協力するための準備を行う。

##### ③衛生資器材等の把握

- ・衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の在庫等の状況を把握する。

##### ④水際対策への協力

- ・県等から依頼があった場合は、入国者に関する疫学調査等について協力する。



## (4) 予防接種

### 【接種体制の構築】

#### 情報提供

- ・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。

### 【特定接種の位置づけ】

- ・特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。
- ・特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策を実施する職員について接種を実施する。
- ・国の要請に基づき、県と協力し、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、併せて、登録事業者の具体的地位や義務等を周知する。

### 【特定接種の準備】

- ・国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- ・特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合には協力する。
- ・業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力する。
- ・登録事業者が必要に応じて厚生労働省へ登録申請する際には、協力する。
- ・業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。
- ・特定接種の対象となり得る職員については対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。
- ・登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じて業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

### 【住民接種の位置づけ】

- ・住民接種は、在留外国人を含む全住民を対象とする。

### 【住民接種の準備】

- ・住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- ・住民接種については、厚生労働省及び千葉県との協力を得ながら、全町民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。
- ・国及び千葉県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定により、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ・在留外国人を含む全住民及び町内医療機関に勤務する医療従事者等に接種するためのワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ・あらかじめ接種の開始日、接種会場等を周知する方法、住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。

- ・円滑な接種の実施のため、あらかじめ近隣市町と、連携を密にし、町外の医療機関でも接種が可能となるよう努める。
- ・速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期、予約等、接種に対する具体的な実施方法について準備を進める。
- ・ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、医師会等と連携の上、接種体制を構築する。
  - 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
  - 接種に要する器具等の確保
  - 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
- ・接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ・接種のための会場については、状況に応じて2か所程度の接種会場を設ける。
- ・接種会場では、予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

## **(5)町民生活及び町民経済の安定の確保**

### **(ア)要援護者への生活支援**

町内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

### **(イ)埋火葬の円滑な実施**

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。また、遺体の保存に必要な機材、消耗品の確保を行う。

### **(ウ)物資及び資材の備蓄**

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資材を備蓄し、それに伴う設備を整備する。

### Ⅲ－２．

海外発生期
状況 ・海外で新型インフルエンザが発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的 ・新型インフルエンザ等の町内発生の遅延と早期発見に努める。 ・町内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方 ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるように、強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、町内発生に備え、町内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。 ・国が検疫等により、国内発生を遅らせるように努めている間に、医療機関等へ情報提供、検査体制の整備、診察体制の確立、町民生活及び町民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

#### (1)実施体制

##### 【体制強化等】

- ・必要に応じて、町連絡会議を開催して情報の共有化を図るとともに、対応を検討する。
- ・国及び千葉県が特措法に基づき「政府対策本部」「県対策本部」を設置した場合には、必要に応じて「町対策本部」（緊急事態宣言が発令されていないため任意設置となる。）を設置する。
- ・国が病状の程度が季節性インフルエンザと同等以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した場合には、千葉県（保健所）が感染症法等に基づく各種対策を実施する。

#### (2)情報収集・提供・共有

##### 【サーベイランス・情報収集】

- ・国からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等に関する最新の情報を収集する。
- ・感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

#### 【情報提供】

- ・町民に対して、国が示した海外での発生状況や町内で発生した場合に必要な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら、町ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、出来る限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・インフルエンザの感染予防には手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避ける等が必要であることを町民に再周知する。
- ・対策本部における広報担当者を中心に、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

#### 【相談窓口の設置】

- ・保健センターを相談窓口として、千葉県から配布されるQ & Aを活用するなどして、住民からの一般的な問い合わせに対応できるようにする。
- ・寄せられた問い合わせ等の内容を踏まえて、町民がどのような情報を必要としているかを把握する。

#### 【情報共有】

- ・国や千葉県が設置した問い合わせ窓口を利用するなどして国や千葉県及び関係機関と情報の共有を行う。

### (3) 予防・まん延防止

#### 【町内でのまん延防止対策の準備】

- ・町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、患者の同居者等の濃厚接触者に対する外出自粛要請、体温等の把握、有症時の対応指導等の準備を進める。

#### 【学校・施設等への対応】

- ・学校や社会福祉施設等に対して、新型インフルエンザ等の感染予防策（手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等）の徹底や施設内における感染拡大防止策の徹底、有症状者（発熱・呼吸器症状等）の把握を要請する。
- ・千葉県から休校、集会の自粛、外出の自粛等の行動制限の要請があった場合には連携・調整を図る。

### (4) 予防接種

#### 【ワクチンの供給】

- ・千葉県からワクチンの供給予定等の情報を収集する予防接種体制の構築に努める。

#### 【接種体制】

##### ① 特定接種

- ・国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を原則とし、新型インフルエンザ等対策を実施する町職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### ② 住民接種

- ・国と連携して、接種体制の準備を行う。
- ・国の要請を受け、全町民が、速やかに接種できるよう、集団的接種を基本として、具体的な接種体制をとれるよう準備を行う。

**【情報提供】**

- ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

**(5)町民生活及び町民経済の安定体制の確保**

**(ア) 要援護者への生活支援**

- ・新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

**(イ) 埋火葬の円滑な実施**

- ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保する。

### Ⅲ－３．

国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）
状況 ・ 県内未発生期 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、千葉県内では発生していない状態。 ・ 県内発生早期 千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追うことができる状態。
目的 ・ 町内での感染拡大をできる限り抑える。 ・ 患者に適切な医療を提供する。 ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方 ・ 感染拡大を止めることは困難だが、流行のピークを遅延させるため、引き続き、感染対策を行う。緊急事態区域に指定された場合は、町内発生状況等踏まえ、緊急事態措置により、積極的な感染対策等をとる。 ・ 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 ・ 国内や千葉県内の患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いので、海外での情報収集に加えて国内や千葉県内の情報をできるだけ集約し、医療機関に情報提供する。 ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施するように要請する。 ・ 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、町民生活及び町民経済への安定の確保のための準備等、感染拡大に備えて体制を整備する。 ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### (1)実施体制

##### 国内発生早期

- ・ 国内において新型インフルエンザ等が発生した旨の情報を得た場合、「酒々井町新型インフルエンザ等対策連絡会議」（町対策本部の直下の下部組織）を開催し情報の収集・共有・分析を行う。
- ・ 国から情報提供される新型インフルエンザ等患者の発生状況を関係機関に周知する。
- ・ 国が緊急事態宣言を行った場合、特措法に基づき速やかに町対策本部を設置する。

##### 県内発生早期

- ・ 県内で初めて患者が発生した場合には、「酒々井町新型インフルエンザ等対策連絡会議」を開催し、感染拡大をできるだけ抑制する施策など当面実施すべき具体的な

対策を決定する。

- ・医療関係者との会議を開催し、情報の共有を図り、対策について確認する。
- ・国が緊急事態宣言を行った場合、速やかに町対策本部を設置する。

## **(2)情報収集・提供・共有**

### **【サーベイランス】**

- ・海外発生期に引き続き、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

### **【情報収集】**

- ・全国の発生状況を随時把握する。
- ・国、県から新型インフルエンザ対策に関する情報を収集する。
- ・医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供するため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を国等から収集する。

### **【情報提供】**

- ・新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があり、感染予防には一人ひとりが、手洗い・うがいの励行及びマスクの着用などの个人防护を行うことが必要であることを町民に広く周知する。
- ・国及び千葉県と連携し、引き続き、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策を、分かりやすく、可能な限りリアルタイムで情報提供する。また、町ホームページにより、国のQ & A等を町民に周知する。
- ・学校・保育施設等や職場での感染拡大防止対策についての情報を適切に町民に提供する。

### **【情報共有】**

- ・インターネット等を活用し、国、千葉県や関係機関と対策や状況等の情報を共有する。

### **【相談窓口の充実・強化】**

- ・町民からの問合せ状況に応じる対応時間や体制の拡充を検討する。

## **(3)予防・まん延防止**

### **【まん延防止対策】**

- ・町民、事業所、社会福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校等に要請する。
- ・県と連携し、公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

## (4) 予防接種

### 【住民接種】

- ・国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会や関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定されている接種を開始するとともに、接種に関する情報を国及び千葉県に情報提供する。
- ・接種の実施に当たり、国及び千葉県と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町に居住する者を対象に集団的接種を行う。

### 【モニタリング】

- ・国から指示があった場合は、接種実施状況モニタリングを行うとともに、副反応等の情報提供を行う。

### 【住民接種の広報・相談】

- ・実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

### 【住民接種の有効・安全性に係る調査】

町内医療機関に予防接種副反応報告書及び報告基準を配布する。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ・これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。
  - 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、わかりやすく伝える。
  - 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、



分かりやすく伝える。

- ・町は実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

## **(5)町民生活及び町民経済の安定の確保**

### **(ア)町民・事業者への対応**

- ・食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・国が事業者に対して食料品・生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみ等の防止について、関係団体を通じて周知する。

### **(イ)要援護者への生活支援**

- ・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ・新型インフルエンザ等になり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び千葉県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

### **(ウ)埋火葬の円滑な実施**

- ・千葉県と連携して確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業等に従事する者の手に渡すよう調整する。  
なお、非透過性納体袋については、千葉県から病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量が配布される。
- ・近隣火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

#### **【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

- ・水の安定供給  
消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
- ・生活関連物資等の価格の安定等  
町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

### Ⅲ－４．

県内感染期
状況 ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
目的 ・医療提供体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方 ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。 対策の実施については発生の状況を把握し実施すべき対策の判断をする。 ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、町民一人ひとりがとるべき行動について、分かりやすくかつ積極的に情報提供する。 ・流行のピーク時の入院患者や重症患者の数を少なくして医療体制への負担を軽減する。 ・医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。 ・欠勤者の増大が予測されるが、最低限の町民生活・町民経済を維持するため必要なライフライン等の事業活動を維持する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小、中止を図る。

#### (1)実施体制

千葉県が県内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及び県行動計画により必要な対策を行うこととなった場合は、町は千葉県と連携しこれらの情報を積極的に収集し、必要に応じて「町対策本部」（緊急事態宣言が発令されていないため任意設置となる。）を設置する。

##### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ①緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
- ②インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2)情報収集・提供・共有

### 【サーベイランス】

- ・国及び千葉県からの発生状況等の情報を基に、必要な対策を実施する。

### 【情報収集】

- ・引き続き、国や千葉県からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の情報を収集する。

### 【情報提供】

- ・国及び千葉県と連携し、引き続き、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしなが  
ら詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報を提供する。
- ・引き続き、感染予防には、手洗い、うがいの励行、マスクの着用、咳エチケットな  
どの町民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを徹底・周知する。

### 【情報共有】

- ・インターネット等を活用し、国、千葉県及び関係機関等と対策の方針や現場の状況  
等の情報共有を継続する。

### 【相談窓口の継続】

- ・国などから配布されるQ&Aを活用し引き続き、町民からの問合せ状況に応じる。

## (3)予防・まん延防止

### 【町内でのまん延防止対策】

- ・千葉県から次の要請があった場合は、迅速に対応する。
  - 町民、事業所、社会福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチ  
ケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染予防策を強く勧奨する。
  - 事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を  
要請する。
  - ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における  
感染予防策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休  
業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校等に指導、要請する。
  - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染  
予防対策を講じるよう要請する。
  - 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施  
設等に対して、感染予防策を強化するよう要請する。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療  
体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が  
見込まれる等の特別な状況において県が実施する基本的対処方針に基づく以下の措  
置について町も協力を行う。
  - 町民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて生活の維持に  
必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を周知す  
る。

- 学校・保育所等に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- 学校・保育所以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき職場における感染対策の徹底の要請を行う。

#### **(4)予防接種**

##### **【住民接種の実施】**

- ・ワクチンの供給予定等の情報を収集し、接種体制を調整する。
- ・緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ・ワクチンの種類・有効性・安全性・接種対象者や接種順位などを町民に周知する。

##### **【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

- ・緊急事態宣言がされている場合、国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給することとしており、町は、上記の対策に加え、必要に応じ、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### **(5)町民生活及び町民経済の安定の確保**

##### **(ア)要援護者への生活支援**

- ・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び千葉県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

##### **(イ)埋火葬の円滑な実施**

- ・引き続き遺体の搬送作業及び、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・千葉県と連携して遺体の搬送にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保する。
- ・千葉県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、他県など広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、千葉県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、千葉県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

## 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

### ・水の安定供給

引き続き、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

### ・サービス水準に係る町民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

### ・生活関連物資等の価格の安定等

・町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び千葉県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び千葉県と連携して、適切な措置を講じる。

### ・要援護者への生活支援

・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び千葉県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

・引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

### ・埋葬・火葬の特例等

・県の要請に応じ、可能な限り火葬炉を稼働させる。

・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、千葉県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

・引き続き遺体の搬送作業及び、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

・千葉県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、他県など広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

・千葉県と連携して遺体の搬送にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保する。

・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、千葉県から火葬場の火

葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

- **新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等**

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合、関係者に周知する。

- **新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資（特措法第60条）**

事業者向けの融資について、新型インフルエンザ等緊急事態において、町内事業者等が経営不振によって資金繰りに影響の出る恐れがある場合は、相談窓口を設置するとともに、活用可能な支援制度を積極的に活用し、資金繰りの円滑化に努める。

- **金銭債務の支払い猶予等（特措法第58条）**

新型インフルエンザ等緊急事態において、町内事業者等の金銭債務の支払いに影響が出る恐れのある場合には、国等の動向を踏まえ、対応策を速やかに検討する。

- **通貨及び金融の安定（特措法第61条）**

新型インフルエンザ等緊急事態において、国等が実施する通貨及び金融の安定に係る必要な措置の周知に努める。



### Ⅲ－５．

小康期
状況 ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
目的 1) 町民社会・町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民へ情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

#### (1)実施体制

##### 【対処方針の決定】

- ・ 国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止をする措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合には、その対応を行う。

##### 【緊急事態宣言の解除】

- ・ 国が緊急事態措置の必要がなくなり解除宣言を行った場合は、関係機関に周知する。
- ・ 国が「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、
  - ① 患者の数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
  - ② 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
  - ③ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

##### 【対策の評価・見直し】

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、本行動計画等の見直しを行う（酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会）。

##### 【町対策本部の廃止】

- ・ 国の緊急事態解除宣言が行われ、政府対策本部が廃止した場合、必要がなくなったと認めるときは速やかに対策本部を廃止する。

## (2)情報収集・提供・共有

### 【サーベイランス】

- ・通常のサーベイランスを継続する。
- ・再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

### 【情報収集】

- ・引き続き、国等からの情報収集の他、インターネット等により、新型インフルエンザに関する最新の情報を収集する。

### 【情報提供】

- ・小康期に入ったことを町民に周知するとともに、流行の第二波の発生に備え、町民に情報提供と注意喚起を行う。
- ・必要に応じ、町内の発生・対応状況について情報提供を行う。

### 【情報共有】

- ・インターネット等を活用し、国や千葉県及び関係機関等と第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針や現場での状況等の情報を共有する体制を維持する。

### 【相談窓口の縮小】

- ・状況を見ながら、国の要請に基づいて相談窓口を縮小する。

## (3)予防・まん延防止

海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

## (4)予防接種

### 【住民接種】

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・国及び千葉県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

## (5)町民生活及び町民経済の安定の確保

### (ア)要援護者への生活支援

- ・要援護者が新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び千葉県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・**新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資（特措法第60条）**

事業者向けの融資について、新型インフルエンザ等緊急事態において、町内事業者等が経営不振によって資金繰りに影響の出る恐れがある場合は、相談窓口を設置するとともに、利用可能な支援制度を積極的に活用し、資金繰りの円滑化に努める。



・**新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**

国及び千葉県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止する。

## 町内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はなく、特措法の対象ではないが、新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### (1) 実施体制

#### 【体制強化】

- ・千葉県内又は他道府県等において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、酒々井町新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### 【情報収集】

- ・鳥インフルエンザに関する国内外の情報を、インターネット等により収集し、得られた情報は速やかに関係課等に伝達する。

### (3) 情報提供・共有

- ・町内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国、千葉県と連携し、発生状況及び対策について、町民に積極的な情報提供を行う。
- ・海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められ、国から、海外における発生状況、国における対応状況等について、情報提供があったときは、関係課等で情報を共有するとともに、町民に積極的な情報提供を行う。

### (4) 予防・まん延防止

#### 【患者及び接触者への対応】

- ・必要に応じて、疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。

#### 【家きんへの防疫対策】

- ・家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、国、千葉県との連携を密にし、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）の実施に協力するとともに、感染症法に基づく防疫従事者等の健康調査を行う。

【用語解説】※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

○帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

## 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成経過

平成 25 年 9 月～	酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員の就任依頼 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画素案の検討
平成 26 年 2 月 25 日(火)	第 1 回酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会の開催 ・委員長及び副委員長の選出 ・新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について
3 月 25 日(火)	第 2 回酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会の開催 ・酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について ↓ 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の決定
5 月 20 日(火)	千葉県健康福祉部健康福祉政策課健康危機対策室に新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の協議
6 月 2 日(月)	千葉県から修正案の提示 ↓ 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)を修正
7 月 18 日(金) ～ 8 月 1 日(金)	町ホームページにおいてパブリックコメントの実施 ↓ 意見なし
8 月	酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画の決定
9 月	千葉県、町議会に報告 町ホームページに掲載

## 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「計画」という。）を策定するため、酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画策定に関して意見を述べること。
- (2) 計画策定に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画策定に関し、必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

- (1) 酒々井町三師会医師部会代表
- (2) 酒々井町三師会歯科医師部会代表
- (3) 酒々井町三師会薬剤師部会代表
- (4) 総務課長
- (5) 経済環境課長
- (6) 上下水道課長
- (7) こども課長
- (8) 学校教育課長
- (9) 酒々井町社会福祉協議会事務局長
- (10) 酒々井町商工会長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、健康福祉課内に置く。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成 26 年 2 月 12 日酒々井町告示第 8 号）

この告示は、公示の日から施行し、計画が策定された日をもってその効力を失う。

## 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	職名	氏名	備考
酒々井町三師会医師部会代表	委員長	前田 幸輝	
酒々井町三師会薬剤師部会代表	副委員長	中嶋 純代	
酒々井町三師会歯科医師部会代表	委員	安部 秀彦	
総務課長	委員	幡谷 公生	任期：平成26年2月25日～ 平成26年3月31日
		鈴木 正義	任期：平成26年4月1日～ 計画が策定された日
経済環境課長	委員	鈴木 正義	任期：平成26年2月25日～ 平成26年3月31日
		秋元 廣	任期：平成26年4月1日～ 計画が策定された日
上下水道課長	委員	綿貫 清	任期：平成26年2月25日～ 平成26年3月31日
		松本 有二	任期：平成26年4月1日～ 計画が策定された日
こども課長	委員	赤地 忠勝	任期：平成26年2月25日～ 平成26年3月31日
		河合 昭男	任期：平成26年4月1日～ 計画が策定された日
学校教育課長	委員	池田 幸夫	
酒々井町社会福祉協議会事務局長	委員	斉藤 清美	
酒々井町商工会長	委員	小早稲 賢一	

任期：平成26年2月25日～計画が策定された日